

総務部等

議案第166号、令和7年度大津市一般会計補正予算（第6号）の  
うち、総務部等の所管する部分について

議案第166号、令和7年度大津市一般会計補正予算（第6号）  
のうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査  
委員事務局の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説  
明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和7年的人事院勧告等に基づ  
き、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするもの  
でございます。

資料「令和7年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説  
明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

（1）の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回的人事院勧告による増額改定により、行政  
職給料表適用者では、平均引上率としては、3.35%、平均引上  
額は、10,847円となります。他の給料表においては記載の通

りであり、実施時期は令和7年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2) の給与改定率ですが、給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は3.06%となり、給与改定額は12,033円となるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

(3) の令和7年度の期末・勤勉手当の改定についてであります  
が、12月期に、一般職員、暫定再任用職員とともに、それぞれ  
0.025月引き上げるものであります。

4ページ目をお願いいたします。

(4) の令和8年度の期末・勤勉手当の改定についてであります  
が、令和7年度12月に引き上げた月数を、令和8年度6月及び  
12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員、暫定再任用職員とともに期末手当及び勤勉手  
当について、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5) の通勤手当の改定についてでありますが、自家用自動車を  
利用する場合の手当額を、14キロメートル以上については、距離

区分に応じて、100円～8,500円の間で増額するものです。

6ページ目をお願いいたします。

(6) の給与改定に伴う会計別所要額ですが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億6,700万円余りとなるものであります。

7ページ目には、給料と各種手当について、会計別の影響額を記載しております。

8ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。  
会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うものです。

(1) の給料表の改定ですが、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額11,100円から12,300円となっております。

9ページ目をお願いいたします。

(2) の期末勤勉手当支給月数の改定につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

10ページ目をお願いいたします。

(3) の影響額ですが、給料・報酬が2億7,800万円余り、

期末勤勉手当が1億200万円余り、通期手当が39万円余り、合計で3億8,100万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約21万円の増額となります。

次に、特別職及び議員の期末手当の改定について、ご説明いたします。

「令和7年度特別職及び議員の期末手当の改定について」の資料をご覧ください。

特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、一般職と同じく人事院勧告に基づき、改定しようとするものでございます。

令和7年度については、12月期で、現行の1.725月であるところを0.05月引き上げ1.775月とし、令和8年度については、6月期と12月期にそれぞれ0.025月分引上げ、それぞれの支給月数を1.75月とするものであります。

2ページ目をお願いいたします。

2の影響額については、記載のとおり、市長が6万1千円余り、

副市長が5万3千円余り、企業管理者および教育長が4万7千円余り、常勤の監査委員が3万8千円余り、議員各位は一人あたり3万3千円余りから3万9千円余りの増額となるものであります。

以上が、人件費補正の概要でございます。

次に、令和7年1月大津市予算関係議案の説明をさせていただきます。お手元の資料、令和7年1月大津市予算関係議案（第1次補正）の20頁をお開き願います。

最上段の款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,408千円の減額については、説明欄1行目に記載しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金において定額減税調整給付金の支給に係る人件費の補正を受けて減額するものです。

同ページ最下段の款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金693,234千円の増額については、令和6年度の決算の確定に伴う決算剰余金の一部を措置するものです。

続きまして、3歳出についてご説明します。

22頁をお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の848千円の減額は、議会局の職員の異動等及び人事院勧告の準拠に伴う議員各位の手当並びに、常勤職員及び会計年度任用職員に係る人件費の補正を行うもの

です。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の16,806千円の増額の一部は、総務課、行政改革推進課、契約検査課、行政管理室、定額減税調整給付金室の、その下、目2会計管理費の123千円の減額は出納室の、24頁の目9総合防災費の323千円の減額は危機・防災対策課の、目10人事管理費の59,534千円の増額は人事課の、その下の目11財政管理費の133千円の増額は財政課の、目12財産管理費の14,006千円の増額は管財課の、それぞれ職員の異動等及び人事院勧告の準拠に伴う人件費の補正であります。

28頁をお願いします。

項2徴税費、目1税務総務費の66千円の減額は市民税課、資産税課、収納課の、目3徴収費の161千円の増額は収納課の、それぞれ人事院勧告の準拠等に伴う人件費の補正であります。

同頁最下段、項4選挙費、目1選挙管理委員会費の10,496千円の増額は選挙管理委員会事務局の、30頁の中段、項6監査委員費、目1監査委員費の4,200千円の増額は監査委員事務局の、それぞれ職員の異動等及び人事院勧告の準拠に伴う人件費の補正であります。

以上、議案第 166 号、令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、総務部、出納室、議会局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の所管する部分のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。